

平成26年8月29日
京都市上下水道局
総務部用度課

公共工事等の前払金及び中間前払金における支払限度額の撤廃等について

京都市上下水道局が発注する建設工事等について、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工が確保されるよう、下記のとおり、前払金及び中間前払金について支払限度額の撤廃等を行いますので、お知らせします。

記

1 前払金

(1) 支払限度額の撤廃について

ア 対象

土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計，調査等を含む。）

イ 支給割合

（ア）土木建築に関する工事については請負代金の4割以内

（低入札価格調査を経て契約を締結した場合は2割以内）

（イ）土木建築に関する工事の設計，調査等については請負代金の3割以内

ウ 変更点

前払金の支払限度額について、原則、1会計年度につき3億円を限度額としていましたが、当該限度額を撤廃します。

(2) 支給対象の拡大について

ア 対象

土木建築に関する工事の設計，調査等

イ 変更点

前払金の支給対象について、設計金額が500万円以上のものとしていましたが、設計金額が300万円以上のものに対象を拡大します。

2 中間前払金

(1) 対象

土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計，調査等を除く。）

(2) 支給割合

請負代金の 2 割以内

（低入札価格調査を経て契約を締結した場合は支給対象外）

(3) 変更点

中間前払金の支払限度額について，原則，1 会計年度につき 1 . 5 億円を限度額としていましたが，当該限度額を撤廃します。

3 実施時期

平成 2 6 年 9 月 1 日以後に公告する案件から適用します。